

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
31	1111 医師居宅療養管理指導 1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費( )	(一)単一建物居住者が1人の場合	509 単位	1回につき		
31	1113 医師居宅療養管理指導 2		((2)以外)	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	485 単位			
31	1115 医師居宅療養管理指導 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位			
31	1112 医師居宅療養管理指導 1		(2)居宅療養管理指導費( )(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	295 単位			
31	1114 医師居宅療養管理指導 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	285 単位			
31	1116 医師居宅療養管理指導 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	261 単位			
31	2111 歯科医師居宅療養管理指導	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		509 単位	509		
31	2112 歯科医師居宅療養管理指導		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		485 単位	485		
31	2113 歯科医師居宅療養管理指導		(3)(1)及び(2)以外の場合		444 単位	444		
31	1221 薬剤師居宅療養 1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合		560		
31	1222 薬剤師居宅療養 1・特薬				特別な薬剤の場合 +	100 単位	660	
31	1251 薬剤師居宅療養 2				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		415	
31	1252 薬剤師居宅療養 2・特薬				特別な薬剤の場合 +	100 単位	515	
31	1244 薬剤師居宅療養 3				(三)(一)及び(二)以外の場合		379	
31	1245 薬剤師居宅療養 3・特薬				特別な薬剤の場合 +	100 単位	479	
31	1223 薬剤師居宅療養 1		(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)単一建物居住 者が1人の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		509	
31	1224 薬剤師居宅療養 1・特薬				特別な薬剤の場合 +	100 単位	609	
31	1255 薬剤師居宅療養 2				509 単位		509	
31	1256 薬剤師居宅療養 2・特薬				特別な薬剤の場合 +	100 単位	609	
31	1225 薬剤師居宅療養 3				(二)単一建物居住 者が2人以上9人以下の 場合		377	
31	1226 薬剤師居宅療養 3・特薬				特別な薬剤の場合 +	100 単位	477	
31	1253 薬剤師居宅療養 4				377 単位		377	
31	1254 薬剤師居宅療養 4・特薬				特別な薬剤の場合 +	100 単位	477	
31	1246 薬剤師居宅療養 5				(三)(一)及び(二)以 外の場合		345	
31	1247 薬剤師居宅療養 5・特薬				特別な薬剤の場合 +	100 単位	445	
31	1248 薬剤師居宅療養 6				345 単位		345	
31	1249 薬剤師居宅療養 6・特薬				特別な薬剤の場合 +	100 単位	445	
31	1131 管理栄養士居宅療養			ニ 管理栄養士が行う 場合(月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		539 単位	539
31	1132 管理栄養士居宅療養				(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		485 単位	485
31	1133 管理栄養士居宅療養	(3)(1)及び(2)以外の場合			444 単位	444		
31	1241 歯科衛生士等居宅療養	ホ 歯科衛生士等が行 う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		356 単位	356		
31	1243 歯科衛生士等居宅療養		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		324 単位	324		
31	1250 歯科衛生士等居宅療養		(3)(1)及び(2)以外の場合		296 単位	296		
31	8000 特別地域居宅療養居宅管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算		所定単位数の 15% 加算				
31	8100 居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算				
31	8110 居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算				